

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

◇ 告示

保安林の解除予定

国民健康保険法による登録があつたものとみなされるもの

国民健康保険法第三十七条第一項の規定によ

る療養取扱機関からの申出の受理

国民健康保険法によるその他の都道府県療養

取扱機関となる申出の受理

豚等の移入禁止区域の指定

家畜伝染病予防法による豚コレラ予防注射の実施

基本測量を終了した旨の通知

地方職員共済組合役員の異動

告 示

鳥取県告示第七百七号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法

（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年十二月二十二日

鳥取県知事 石破 二朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市浜坂字東浜一、三九〇一—三九・一、三九〇一

一五一・岩美郡福部村大字湯山字高浜二、一六四〇四

四九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課、鳥取市役所及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第

三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十九年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

記 号 番 号 氏 名 登 錄 年 月 日

鳥国医一、〇六八 篠原みさ子 昭和三十九年九月十九日

一、〇七五 下山 品士 " 十一月三十日

鳥取県告示第七百九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令

令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十九年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名 所 在 地 登 錄 年 月 日

医療法人寿生会 鳥取市吉方二五一

戸田 医院 八頭郡郡家町大字郡家 " 十一月一日

鳥取県告示第七百十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十九年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百九号

療養取扱機関名所	在地	法第三十七条第五項による申出の都道府県名	登録年月日
鳥取生協病院附属大森生協診療所	鳥取市西品治八一九番地の二九	全国	昭和三十九年十一月十一日
医療法人寿生会幡病院	" 吉方二五一の一	"	十月一日
赤山 薬局	境港市松ヶ枝町三一	"	十二月五日

鳥取県告示第七百十一号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第一条の規定に基づき、昭和三十九年十二月二十二日から豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域として静岡県清水市を指定したので、同規則第三条の規定により告示する。

法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、豚の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十九年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 豚コレラ予防のため

二 實施の区域 県内全域

三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚。ただし、生後五十日以内のもの及び分べん前後一ヶ月以内のものを除く。

昭和三十九年十二月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

四 実施の期日

昭和三十九年十二月二十七日から

鳥取県告示第七百十二号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防

五 注射の方法 豚コレラ予防液皮下注射

